

届出保育施設調査結果

No.	施設名	調査日	文書による指摘事項	口頭による指摘事項等	改善報告※	再調査日等	証明書発行
1	東三河ヤマト医療株式会社石中保育ルーム	9月7日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
2	東三河ヤマト医療株式会社物産保育ルーム	8月24日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
3	東三河ヤマト医療株式会社三川園保育ルーム	8月31日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
4	東三河ヤマト医療株式会社豊原保育ルーム	9月29日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
5	東三河ヤマト医療株式会社豊原保育ルーム	8月31日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
6	たんぼぼ保育所	8月11日	文書による指摘事項はありません。	1.調理室付近にある高さ約2mの棚を固定すること。	有	11月13日	有
7	福祉村保育園	10月28日	1.入所後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。 2.おやつ調理・配膳に携わる職員におおむね月1回の検便を実施すること。 3.オルガンの転倒防止及びタンバリン・CDプレーヤー等の落下防止措置を講じること。 4.サービス利用者に対し契約内容を書面等により交付すること。 5.施設及びサービスに関する内容の掲示すること。	口頭による指摘はありません。	有	3月9日	
8	きつぽはうす・めいよう	8月3日	1.おおむね月1回の検便を実施すること。	口頭による指摘事項はありません。	有	11月13日	有
9	松崎病院保育園	8月20日	1.保育されている乳幼児が2名以上の場合は保育士は2人以上配置すること。	1.サービス利用者に対する書面について、設置者・管理者・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先を載せること。 2.施設及びサービスに関する内容の掲示に設置者・管理者・建物の構造を記載すること。	一部	11月24日	
10	尽誠苑託児所	8月17日	1.デイリープログラムを作成し掲示しておくこと。 2.継続して保育している乳幼児の健康診断を1年に2日行うこと。又、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写しの提出を受けること。 3.食事提供時に、配膳を担当する職員は、おおむね月1回の検便を実施すること。	1.保護者との連絡事項について、口頭だけでなく連絡帳等を用い記録に残すこと。 2.施設及びサービス内容の掲示に緊急時における医療機関の連絡先等を記載すること。 3.サービス利用者に対する契約書面に提携する医療機関の名称等を記載すること。	有	12月9日	
11	積善病院託児所	8月3日	1.災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画を策定すること。 2.おおむね月1回の検便を実施すること。	1.サービス利用者に対し交付する書面に、利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先を載せること。	有	書類確認	
12	豊橋元町病院託児所(もとまちキッズ)	8月7日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
13	豊橋市民病院園内保育所おたけ	9月28日	文書による指摘事項はありません。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示について、事業開始月日、定員、提携している医療機関、緊急時における医療機関の連絡先、保護者との連絡方法、非常災害時の関係機関の連絡先、虐待防止研修の実施状況等の内容を記載すること。 2.サービス利用者に対して交付する契約内容を示す書面に、提携する医療機関等を記載すること。	有	書類確認	有
14	小石マニエー園(チルドレン)ニク	9月9日	1.食器類について、煮沸消毒等を定期的に行うこと。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示について、入所定員、保育する乳幼児に関して契約している保険金額を記載すること。	有	11月24日	有
15	パークベルクリニック	9月25日	文書による指摘事項はありません。	1.外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保すること。 2.施設及びサービスに関する内容の掲示について、定員数の記載をたすこと。	有	11月19日	有
16	光生会 保育所口きらら	9月14日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
17	わたなべ皮フ科クリニック託児所	9月7日	1.毎月、身体測定をし記録に残すこと。 2.保育されている乳幼児が2名以上の場合は保育士は2人以上配置すること。	1.サービス利用者に対し交付する書面について、利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先を載せること。 2.施設及びサービスに関する掲示に保育士の人数・保険金額・虐待の防止に関する研修の実施状況等を記載すること。	有	12月4日	
18	スマイルハート	9月2日	1.2方向への避難が可能な退避経路を確保すること。 2.非常災害に対する具体的計画(消防計画)を作成すること。	口頭による指摘事項はありません。	有	12月3日	有
19	井村屋フーズ株式会社託児所	9月16日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
20	もりのほいくえん	9月9日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
21	谷川王寿園 施設内保育所 みかん	9月24日	1.乳幼児に対し年2回健康診断を行うこと。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示について、建物の構造、提携している医療機関の名称・所在地・提携内容、定員、保育する乳幼児に関して契約している保険の金額、非常災害時の関係機関の連絡先・保護者との連絡方法・避難訓練の実施状況・避難場所や避難方法、虐待の防止に関する研修の実施状況等を記載すること。	未		
22	にじの家	8月24日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
23	アイセロ保育ルームおら	9月3日	文書による指摘事項はありません。	1.施設及びサービスに関する掲示に保育士の人数を記載すること。	有	11月13日	有
24	向島流通サービス(株)従業員専用託児所(ムックランド)	9月3日	1.転倒の可能性がある電子ピアノの転倒防止措置がされていないため、固定するか子どもに危険が及ばない位置に配置すること。	口頭による指摘事項はありません。	有	11月19日	有
25	めいめいあけぼの	8月18日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
26	保育所ベビーキッズ02	9月14日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
27	おひさまこども園	8月25日	文書による指摘事項はありません。	1.呼吸チェックの時間が日によって異なるため、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきに必ず実施すること。あわせて呼吸の記録をつけること。 2.利用児童の発育記録に日付を記入すること。 3.水遊びの際に監視者と指導者をそれぞれおくこと。 4.雇用契約者のうち1名契約期間が満了しているため、早急に契約すること。契約済であれば契約書を保存すること。	有	12月17日	
28	すくすくキッズ園豊橋佐藤	8月18日	1.転倒の可能性があるおしぼり機が固定されいないため、固定措置を講じること。	口頭による指摘事項はありません。	有	11月13日	有
29	豊橋飯村こども園	9月24日	文書による指摘事項はありません。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示について、定員を本市への届出と同数にすること。	有	11月13日	有
30	BABY-BEAR nursery school	9月16日	文書による指摘事項はありません。	1.児童の発育記録を毎月残すこと。 2.消火器の使用方法について、保育従事者が把握できるよう研修の機会を設けること。 3.避難訓練の内容を見直すこと。	未		
31	ほっぺ保育園	8月4日	1.転倒の可能性がある電子ピアノの転倒防止措置がされていないため、固定するか子どもに危険が及ばない位置に配置すること。	1.消火器の取り扱いについて研修を実施すること。 2.避難訓練を毎月1回実施し、記録を残すこと。 3.契約書面に保険内容が明記されていないため記載すること。 4.発育記録に日付を明記すること。 5.健康診断の実施日が不明のため、確認し明記すること。	有	11月19日	
32	ちゃいるどルーム園んちやりか	8月4日	1.開所時間において、保育士又は看護師の資格を有する者を保育の従事者の3分の1以上配置すること。 2.消防計画及び防火管理者を届け出ること。 3.毎月1回避難訓練を実施し記録を残すこと。 4.労働基準法に定められた書類の確認ができないため持参し、確認を受けること。 5.雇用契約を保育従事者と締結し、書面で残すこと。	1.保育の質を高めるため研修を受講すること。 2.施設及びサービスに関する内容の掲示について、次の事項を追加すること。 (1)提携医療機関の名称、所在地、提携内容。 (2)緊急時における医療機関の連絡先、保護者との連絡方法 (3)非常災害時における関係機関の連絡先、保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所、避難方法 (4)虐待の防止に関する研修の実施状況、マニュアルの作成の有無 3.サービス利用者に対する契約内容の書面内容等について、次の事項を追加すること。 (1)保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険金額。 (2)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容。 (3)利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡方法。	未		
33	託児所四一くんち	9月30日、3月11日	1.常時保育に従事する者が複数配置されるものであること。 2.保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士または看護師の資格を有する者を配置すること。 3.非常災害に対する具体的な計画を策定すること。 4.調乳・調理に携わる職員についておおむね月1回検便を実施すること。 5.施設及びサービスに関する内容を掲示すること。 6.職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 7.雇用契約書を作成し、労働条件等を明確にしておくこと。 8.賞金台帳を作成すること。	1.一人ひとりの乳幼児に対しきめ細かく相互応答的に関わること。 2.保育に従事する者の人間性及び専門性の向上のため研修を受講すること。 3.10分から15分おきに睡眠時の呼吸チェックを行い、その結果を不足なく記録すること。	未		

34	ばんびいの	9月28日	1.電子ピアノの転倒防止措置がされていないため、固定する、または、子どもに危険がおよばない場所に配置すること。 2.建物の構造上、非常口の設置が難しいため対応策を講じていただいているが、継続して非常時に備えること。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示について、保険金額、提携している医療機関の名称・所在地・提携内容、緊急時における医療機関の連絡先・保護者との連絡方法、非常災害時の関係機関の連絡先・保護者との連絡方法・避難訓練の実施状況・避難場所や避難方法を記載すること。	一部	12月2日	
35	ベビー・キッズ01	7月17日	文書による指摘事項はありません。	口頭による指摘事項はありません。			有
36	SMART KIDS	10月9日	1.保育に従事する者の3分の1以上は日本における保育士または看護師の資格を有する者を配置するように努めること。 2.利用児童数に対して、便器の数が不足しているため、利用する児童の年齢に合わせた便器を20人に対して1つ以上設置すること。 3.定員30人以上の施設に該当するため、消防計画の作成・届出を行うこと。 4.2階からの避難について、屋内階段以外の有効な避難設備がないため、屋外階段等乳幼児の避難に適した構造の避難設備を設けること。 5.職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 6.万が一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。 7.施設及びサービスに関する内容の掲示を行うこと。 8.労働基準法に基づき、事業所に備え付けが義務化されている帳簿(賞金台帳等)を備えること。	1.乳幼児の健康診断について、年に2回実施し結果を確認すること。 2.保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るため、研修を受講すること。 3.サービス利用者へ交付する契約内容書面等について、次の項目を追加すること。 (1)設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (2)施設の管理者の氏名所在地 (3)当該利用者に対する提供サービスの内容	未		
37	クラウドナイン	9月2日	文書による指摘事項はありません。	1.水遊びにおける職員の配置について安全性が保たれるようにすること。 2.階段の転落防止柵が使用されていないため、安全性を考え使用を徹底すること。 3.大型遊具について修繕を実施すること。 4.食品の衛生管理を徹底すること。	未		
38	NO BORDER	12月1日	1.保育に従事する者の3分の1以上は日本における保育士または看護師の資格を有する者を配置するように努めること。 2.利用児童数に対して、便器の数が不足しているため、利用する児童の年齢に合わせた便器を20人に対して1つ以上設置すること。 3.消防計画及び防火管理者を届け出ること。 4.継続的に保育する児童に対し、入所(利用開始)時及び1年に2回健康診断を実施すること。または、保護者から健康診断結果もしくは母子手帳の写しの提出を受けること。 5.かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院一覧を作成し周知すること。 6.職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 7.調乳に携わる職員に月1回検便をすること。 8.施設及びサービスの内容の掲示をすること。	1.避難訓練を毎月1回すること。 2.保育に従事する者の人間性と専門性の向上のため研修を受けること。	未		
39	教育センター ぴらー&せー	10月8日	1.保育に従事する3分の1以上は日本における保育士または看護師の資格を有する者を配置するように努めること。 2.職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 3.保育中の方が一の事故に備えて賠償責任保険に加入すること。 4.施設及びサービスの関係する内容の掲示を行うこと。 5.事業所に備え付けが義務化されている帳簿(賞金台帳等)を備え付けること。	1.避難訓練を毎月1回実施し記録に残すこと。 2.保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るため、研修を受講すること。 3.サービス利用者に関する契約内容の書面に不足があるので記載すること。	未		
40	イーエーエス保育所	9月29日	1.保育に従事する者の3分の1以上は日本における保育士または看護師の資格を有する者を配置するように努めること。	1.児童の発育の記録を一覧表としてまとめておくこと。 2.施設及びサービスに関する掲示のないように事業の開始年月日を記載すること。	一部		
41	Tic-Tac豊橋幸	8月20日 2月10日	1.開所時間において、保育士又は看護師の資格を有する者を保育の従事する者の3分の1以上配置すること。 2.定員に対して便器の数が不足しているため対応すること。 3.消防計画及び防火管理者の届出をすること。 4.避難訓練を月1回実施し、記録を残すこと。 5.転倒する可能性のある家具について壁に固定すること。 6.万が一の事故に対する賠償責任保険に加入すること。 7.施設及びサービスに関する内容の掲示をすること。 8.サービス利用者に対し契約内容を記載した書面を交付すること。 9.保護者への連絡先を一覧にまとめておくこと。 10.提出された母子手帳では、健康管理ができないため、健康診断のページを提出させること。 11.乳幼児は年2回の健康診断を実施すること。 12.緊急連絡先一覧を作成すること。 13.年1回職員の健康診断を実施すること。 14.配膳に携わる職員に検便を月1回実施すること。 15.労働関係書類を作成し、保管すること。(雇用契約者、賞金台帳、履歴書等) 16.令和2年度の運営状況報告書について、早急に提出すること。	1.調理後提供まで時間があいているので適切に対応すること。(夕食) 2.消化用具の使用法について、保育従事者に教育すること。 3.保育に従事する者の質の向上のために研修を受講すること。 4.デイリープログラムについて、利用児童がいる時間全てについて作成すること。 5.献立にそった内容の提供をすること。変更する場合は内容を記録すること。 6.発育の記録を一覧にし、月日を記録すること。	未		
42	保育ママ田みい	8月7日	1.使用した食器類はその都度煮沸消毒等を実施すること。	1.乳幼児の健康診断を年2回行うこと。 2.施設及びサービス内容の記載に事業開始年月日を記載すること。 3.サービス利用者に対し交付する書面に苦情受付者の氏名・連絡先を記載すること。	一部		
43	保育ママあるく	9月25日	1.保護者へ乳幼児のかかりつけ医を確認すること。 2.災害の発生に備え、緊急時の対応等が示された計画を策定すること。	1.施設及びサービスに関する内容の掲示に職員の配置数を記載すること。 2.サービス利用者に対し交付する契約内容を示す書面に設置者・管理者の氏名及び住所を記載すること。	未		
44	中村太美	12月10日	1.集合住宅においてサービスを提供する際、非常口等の避難経路を確認すること。 2.不適切な養育が疑われた際には児童相談所やココエールの通告・相談を行うこと。	1.施設及びサービスに関する内容について、保険の種類や災害時の連絡方法等細部まで利用者に説明を行うこと。	有		
45	榎澤志穂	12月10日	文書による指摘事項はありません。	1.施設及びサービスに関する内容について、保険の種類や災害時の連絡方法等細部まで利用者に説明を行うこと。	有 【その後事業廃止】		
46	MaryB	12月15日	1.集合住宅においてサービスを提供する際、非常口等の避難経路を確認すること。 2.利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、利用記録、契約内容等が確認できる書類を整備すること。	1.保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るため、研修を受講すること。 2.施設及びサービスに関する内容について、保険契約している保険の種類及び金額、非常災害時の連絡方法や避難場所など細部についても利用者に説明すること。 3.今後、事業所の所在地等を変更した場合は1か月以内に届け出ること。	未		

※改善報告書の提出等があっても、改善措置が未完了の項目がある場合は「一部」と記載しています。